



MARIANA SHIPPING, JAPAN CO., LTD.
SANJU BLDG., 2-4, HATCHOBORI 3-CHOME, CHUO-KU, TOKYO 104-0032, JAPAN

2021年9月吉日

<お客様各位>

エジプト向け輸出 B/L INSTRUCTION 記載事項のご案内

平素より弊社サービスをご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

エジプト向け貨物につきまして、10月1日より Advance Cargo Information System(ACI)が正式運用され、貨物情報・書類提出が義務化されます。

B/L 及びマニフェスト上に下記事項の記載が現地当局より求められておりますので、事前にご確認・ブッキング時にご提示いただきますようお願い申し上げます。

Booking 時に下記をご提出頂けない場合は、発番が出来かねますので、ご留意くださいます様お願い致します。

記

適用対象貨物：エジプト向け輸出貨物

適用開始日：2021年10月1日(On Board Date)

B/L INSTRUCTION 記載注意事項

- ① ACID Number (Advance Cargo information Declaration)
例:4988470982020120017 (19桁)
- ② Foreign Exporter ID (荷送人様の輸出者登録番号)
例:JP-01-1010401133017 (17桁)
- ③ Egyptian's Consignee Tax ID (荷受人様の輸入者 VAT 番号)
例:498847098 (9桁)

* ACID の有効期限が分かるスクリーンショットも必ずあわせてお送り下さい。

詳しくは下記リンク先をご確認ください。

<https://www.nafeza.gov.eg/en/pages/15>

※一旦登録した各番号の変更は出来ず、記載漏れや、輸入国での荷受人による税関申告内容との齟齬等の不備が生じた場合は、荷揚げせずに積地への積戻し処置が必要となります。

尚、積戻しにより発生する全ての費用は荷主様のご負担となりますので、ご承知おき下さい。

ご不明な点がございましたら、弊社カスタマーサービスもしくは営業担当までお問い合わせください。

以上

マリアナ SHIPPING ジャパン株式会社